

一般財団法人土木研究センター定款

〔平成 24 年 3 月 28 日〕
府益担第 4814 号

改正 平成 26 年 5 月 30 日

改正 平成 29 年 8 月 23 日

改正 平成 30 年 5 月 30 日

改正 令和 6 年 8 月 21 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人土木研究センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、従たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、土木に関する調査、試験及び研究に努めるとともに、成果の普及並びに国際技術協力の推進をはかり、もって国土建設事業の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 土木に関する共同研究及び自主研究
- 二 土木に関する調査、試験及び研究の受託
- 三 研究環境の保全及び改善に関する業務の受託
- 四 土木に関する情報活動と国際技術協力
- 五 建設事業に関する土木系材料・製品・開発技術に係わる技術及び道路保全技術の評価及び普及
- 六 土木に関する図書、その他印刷物の出版刊行
- 七 土木技術に関する研究会・講習会等の実施
- 八 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会及び評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置きするものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に、評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 五 定款の変更
- 六 残余財産の処分
- 七 基本財産の処分又は除外の承認
- 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度8月までに1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において、互選により定める。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 三 定款の変更
- 四 基本財産の処分又は除外の承認
- 五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回るときには、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき評議員(その事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選出された議事録署名人 2 名以上が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事 7 名以上 12 名以内
 - 二 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、必要に応じて、副理事長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 2 名以内を置くことができる。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長並びに副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、その業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、その業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、その業務を執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残任期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第 29 条 この法人は理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長並びに副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき
- 二 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
- 三 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第 2 項に規定する理事会の議長は、その理事会において、互選により定める。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 6 項に規定する報告については、適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 8 章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第 38 条 この法人に任意の機関として、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長に対しての建議及び助言並びに理事長の諮問に応じて意見を述べる。

4 参与は、専門的な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べる。

5 顧問及び参与には、第 26 条第 1 項及び第 3 項並びに第 28 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 39 条 理事長は、この法人の業務の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 41 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(一般法人の設立の登記の日＝平成 24 年 4 月 1 日)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は中村 亮、業務執行理事は、宇多高明、苗村正三とする。

附 則 (平成 26 年 5 月 30 日)

この定款は、平成 26 年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

(平成 26 年度の定時評議員会の終結の時＝平成 26 年 8 月 8 日)

附 則 (平成 29 年 8 月 23 日)

この定款は、平成 29 年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

(平成 29 年度の定時評議員会の終結の時＝平成 29 年 8 月 23 日)

附 則 (平成 30 年 5 月 30 日)

この定款は、平成 29 年度の評議員会の終結の時から施行する。

(平成 29 年度の評議員会の終結の時＝平成 30 年 5 月 30 日)

附 則 (令和 6 年 8 月 21 日)

この定款は、令和 6 年度の評議員会の終結の時から施行する。

(令和 6 年度の評議員会の終結の時＝令和 6 年 8 月 21 日)